

水道料金の基本料金を全額減免します！ 令和 8 (2026) 年 2~7 月検針分 (6 カ月分)

物価高騰に伴う市民や事業者の経済的負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金減免を行います。基本料金の減免は、令和 7 (2025) 年 2・3 月と 8・9 月にも実施しており、3 度目の実施となります。

1 事業名

水道基本料金負担軽減対策事業



2 対象者と件数

水道供給区域のうち市内全ての給水契約者

※個人・事業者を問いません（国、県、市の施設などは対象外）。

対象件数：約 40,500 件 (1 カ月)



3 対象期間

令和 8 (2026) 年 2~7 月検針の 6 カ月分

4 減免する水道基本料金

右表に示す口径に応じた基本料金を 6 カ月分減免します。6 カ月分の減免予定総額は約 2 億 7,546 万円（税込）です。

【参考】

市の一般家庭 1 カ月の平均水道使用量：約 14 m³（口径 13 mm と仮定）で計算すると…1 カ月の水道料金 2,589 円

→1 カ月の水道料金支払金額

$$2,589 \text{ 円} - 1,045 \text{ 円} (\text{減免額：約 } 40\% \text{ 減}) = 1,544 \text{ 円}$$

(減免後支払額)

※従量料金（使用量に応じた料金）と下水道使用料は減免対象外です。

口径 (mm)	減免する基本料金 1 カ月分(税込：円)
13	1,045
20	1,078
25	1,815
40	5,511
50	10,978
75	22,913
100	68,090
100 超	266,354

5 その他

- (1) 申し込み手続きは不要です。
- (2) 2 月～7 月の「水道検針のお知らせ（検針票）」には、減免された金額が表示されます。
- (3) 期間中の使用量が 0 m³ の場合、納付書は発行されません。



令和 8 (2026) 年 4 ~ 7 月検針分 (4 カ月分) の水道基本料金減免については、柏崎市議会で令和 8 (2026) 年度柏崎市水道事業会計当初予算の議決を経てからの事業実施になります。